

元稹「和李校書新題樂府十一首」の創作意圖

静 永 健

だとするについては、これを断ずるに確たる證據を缺くが、元詩の一題がそつくりそのまま白詩五十首中に組み入れられていること、また、元が李に和したことだけを言い白詩の存在について一言も觸れていないこと等から考へ、ほぼ異論のないものと思われる。加えて白居易の作は、元稹詩への和作であることは勿論、同時に李紳の原作をもその唱和の対象として目睹していただらうことは、元氏がかくも明瞭に「李校書」の和作たることを表示し、しかも白と李とが當時既に相識の間柄にあつたこと（後述二八頁下段）等を根據として充分に察し得るものである。或は、これも既に説かれていることながら、白詩五十題中の二十題、つまり元詩と一致する十二題に加えることの八題は、李紳のものと同じ詩題であったとも推測されるのである。⁽⁶⁾

さて、これら李・元・白三人の新題樂府（新樂府）は、從來、社會風刺を標榜する三人相唱和しての作である、との見方がなされて來た。

三人は恐らく「李→元→白」の順に制作したものと考えられる。このことは夙に陳寅恪氏の『元白詩箋證稿』及び花房英樹氏の『白居易研究』等諸研究のほぼ一致した見解であるが、即ち、まず李紳の作があり、うち十二首を選んで元稹が和作し、然る後、白居易が元稹の十二首に和すると共に自己のオリジナルを加えて遂に堂々五十篇の大作を詠み上げた、とするものである。元稹の作が先で白居易の諸篇が後群である、とされている。

理世にして君盛聖なるときに遭ふ、故に其の詞を直くして以て後に示し、夫の後の人をして今日を謂ひて不忌の時と爲さしめん焉。

〔元稹、和李校書新題樂府序〕
序に曰く、凡て九千二百五十二言、斷じて五十篇と爲す。篇に定句無く、句に定字無し、意に繋けて文に繋げず、首句に其の目を標し、卒章に其の志を顯す。詩三百の義なり。其の辭は質にして俚、之を見る者の諺り易からんと欲すればなり。其の言は直にして切、之を聞く者の深く諳めとせんと欲すればなり。其の事は覈にして實、之を采る者をして信を傳へしめんとすればなり。其の體は順にして律、以て樂章歌曲に播すべければなり。總じて之を言はば、君の爲、臣の爲、民の爲、物の爲、事の爲にして作り、文の爲には作らざるなり。

〔白居易、新樂府序〕

上掲の二文は、現存する元白雙方の新題樂府の序である。兩文は共に、ここに詠まれた詩歌群が、古代の「詩經」の精神に則り、當今の政治情勢及び社會風潮を直接反映するものであることを、また、故に自身の作詩態度はあくまでも内容本意、つまりは徒らに文辭の虛飾を追求するものでない権直を旨とした作であることを、實に堂々と説いているのである。雙方の主張は、各々その表現は異なるものの、理念に於いては全く同じと見てよい。

また、これに附隨して特に見逃すことの出來ない史料が、元稹の次の一文である。

近代唯だ詩人杜甫の〈悲陳陶〉、〈哀江頭〉、〈兵車〉、〈麗人〉等凡そ歌行せる所は、率ね皆事に即して篇に名づけ、復た倚傍無し。予少き時、友人樂天・李公垂の輩と、是を謂ひて當と爲し、遂に復た古題を擬賦せず。

〔樂府古題序・元集卷二十一〕

この記述には、奇しくも李元白三人の名が揃つて登場し、しかも二人の新題樂府創作の、その端緒とも見做し得る言辭も含まれている。即ち、三人は共に杜甫の歌行體を優れたものとして評價し、以來、古題による樂府を作らなかつたというのである。杜甫に冠せる「詩人」の二字は、單に詩を作る人という現代的意味合いのものではなく、「詩經の作者」更には「詩經に匹敵する卓れた諷諭の詩人」といった意を込める言葉であろう。從つて三人の新題樂府は、先掲その兩序文の「詩經の再現」という理念と同時に、この約五十年前に活躍した「詩人」杜甫の業績を繼ぐことを目指して開始されたのであり、してみるとこの三人の新題樂府は、決して偶然や單なる物の彈みで作られたものなどではなく、三人の交遊と、その間に繰り広げられた詩論の交換及び討議の積み重ねとに據つて、實に周到な準備を経、然る後一致團結して詠み綴られたものと見做すことが出来るのである。

ところで、この話し合いの持たれた時期が問題となるが、ここに言う元稹の「少時」とは、恐らく貞元二十年から翌永貞元年（八〇四五）の間のことと推定される（末尾略年譜参照）。時に李紳は、進士科應試のため上京、元稹の「鶯鶯傳」に附して「鶯鶯歌」を作る等、彼との親密な交遊が始まっていた。一方、李紳—白居易間の交友關係も、元を介して程無く成立したもの様で、當時の交際を裏附ける詩が數首、現存の白氏文集中に散見される。また元と白とは、貞元二十一年の春頃から、翌年の制舉に應するため、校書郎を罷め、共に長安永崇坊の華陽觀に退居していた。ここに於いて元と白、そして李とは、受験科目こそ違え、共に應試を待つ身となつたのであり、自然、三人の交遊にも一段と深まりが見られただらうことが推測される。しかもこの傍證となり得るのは、制舉を控えての元白の活動である。二

人はこの時、應試の訓練として、當日の試験答案となるべき「策」の習作を書き溜めていた。そのうち今に残る白氏の『策林七十五道』(白集卷六)「一六五」を一覽するに、「六十四、復樂古器古曲」「六十八、議文章」「六十九、採詩」等、新題樂府の内容及び理念と一致するものが一再ならず見出だされる。據つて元稹の回想する「少時」とは、

貞元二十年から永貞元年、取り分け、後者の永貞元年を指す可能性が強い。時に元稹二十七歳。そうして、その四年後の元和四年、三人は長安で再會し、愈々新題樂府の實踐へと踏み出していったのである。

二

さてこの様に、詩題も作詩上の理念も同じであり、しかも二人に親密な交遊關係が認められるために、これら三つの新題樂府詩群は、先にも述べた如く、三人一致團結の一縷まりの文學創作活動であったとするのが、これまでの文學史の通念であった。

ところが、ここに大きな疑問がある。それは、新題樂府制作に當たり、上述の如く李元白三者間にある程度の意志の疎通があったことは認めるとしても、そこには尙幾つかの矛盾が存在するようと思われる事である。というのは、いま亡佚した李紳の二十首は描くとして、元稹の十二首と白居易の五十首特に元詩に對應する同一題の十二首を見比べたとき、雙方の作は様々の面であまりにも懸け離れた相貌を呈しているからである。

まずその第一は、形態の面に於いてである。

元詩十二首は、その殆どが七言句で構成されている(例外として九言のものが二句ある)。しかし白詩では、ここには例を擧げ得ないが、同じく七言を基調とはするものの、時に三言句や五言句を含むものが多

數混在し、バリエーションに富んだ句構成が見られる。

また押韻に關しても、例えば元詩其の五、白詩其の二に互見する「法曲」と題する作品によつて對照するに、雙方の相違は「目にして瞭然である(便宜上ここでは本文中の韻脚を各々○…平聲、△…上聲、▽…去聲、×…入聲として示す、以下同じ)。

法曲

元稹

吾聞黃帝鼓清角×

吾れ聞く 黃帝 清角を鼓すれば

弭伏熊羆舞玄鶴×

熊羆を弭伏し 玄鶴を舞はしむと

舜持干羽苗革心

舜 干羽を持すれば 苗 心を革め

堯用咸池鳳巢閨×

堯 咸池を用るれば 凤 閑に巢ふ

大夏濩武皆象功

大夏 濬 武 皆功を象り

功多已訝玄功薄×

功多く 已にして玄功の薄きを訝らしむ

漢祖過沛亦有歌

漢祖 沛に過りて 亦た歌有り

秦王破陣非無作×

秦王 陣を破つて 作無きに非ず

作之宗廟見艱難

之を宗廟に作りて 艱難を見し

作之軍旅傳糟粕×

之を軍旅に作りて 糟粕を傳ふ

明皇度曲多新態

明皇の度曲 新態多く

宛轉侵淫易沉著×

宛轉 侵淫 沉著し易し

赤白桃李取花名

赤白の桃李 花名を取ひ

霓裳羽衣號天落×

霓裳羽衣 天落と號す

雅弄雖云已變亂

雅弄 云に已に變亂すと雖も

夷音未得相參錯×

夷音 未だ相參錯するを得ざりき

自從胡騎起煙塵

胡騎 煙塵を起ししより

毛毳腥膻滿咸洛

毛毳 肪膻 咸洛に満つ

女爲胡婦學胡妝

女は胡婦と爲りて胡妝を學び

伎進胡音務胡樂× 伎は胡音を進めて胡樂を務む

火鳳聲沉多咽絕 火鳳 聲沈みて 多く咽絶し

春鶯鸞龍長蕭索× 春鶯 鳴龍みて 長に蕭索

胡音胡騎與胡妝× 胡音と 胡騎と 胡妝と

五十年來競粉泊× 五十年來 粉泊を競ふ

法曲「美列聖正華聲也」白居易

法曲法曲大定▽ 法曲 大定を歌ふ

積德重熙有餘慶▽ 積德重熙 餘慶有り

永徽之人舞而詠▽ 永徽の人 舞ひて詠ず

法曲法曲舞霓裳○ 法曲 法曲 霓裳を舞ふ

政和世理音洋洋○ 政和世理音 洋洋たり

開元之人樂且康○ 開元の人 樂しみ且つ康し

法曲法曲歌堂堂○ 法曲 法曲 堂堂を歌ふ

堂堂之慶無疆○ 堂堂の慶 無疆に垂る

中宗肅宗復鴻業× 中宗 肅宗 鴻業を復し

唐祚中興萬萬葉× 唐祚の中興 萬萬葉

法曲法曲夷歌○ 法曲 法曲 夷歌に合す

夷聲邪亂華聲和○ 夷聲は邪亂 華聲は和

以亂干和天寶末× 亂を以て和を干す 天寶の末

明年胡塵犯宮闕× 明年 胡塵 宮闕を犯す

乃知法曲本華風○ 乃ち知る 法曲は本と華風にして

苟能審音與政通○ 苟に能く音を審かにせば政と通するを

一從胡曲相參錯× 一たび胡曲に従つて相參錯せしめば

不辨與夷與哀樂× 興衰と哀樂とを辨ぜず

願求牙曠正華音○ 願はくは牙曠を求めて華音を正し

不令夷夏相交侵○ 夷夏相交も侵さしめざらんことを

二十四句に亘る前者元稹の作では 入聲十八葉・十九鐸（同用）の韻に同四覺の韻（第一句「角」と二十句「樂」）が通押し、後世の『廣韻』の體系からは確かに外れるものの、しかしてその押韻は見事に入聲韻で到底している。ところが、後者白居易の同題作は、全篇二十句

と元詩より四句短いにもかかわらず、七回もの換韻を重ね、しかもここで毎句に押韻する。つまり句型・押韻といった詩の形態の面に於いては、兩者は言わば「元詩定型、白詩不定型」という傾向に截然と分かれ得るのである。

一方、かかる元白乖離の傾向は、次に詩句の表現及び内容展開の面に於いても顯著である。即ち、これについては既に前掲の陳寅恪氏の研究の中にも明確な指摘がある（一三二頁下段）通り、雙方を比較するとき、元稹詩には典故の頻用、及びそれに伴う詩意の混亂が著しい、ということである。

例えれば、先の「法曲」詩を見るに、元詩には黃帝の清角琴（『韓非子』十過篇に見ゆ）に始まり、舜の干羽舞（『尚書』虞書大禹謨に見ゆ）、堯の咸池樂（『禮記』樂記に見ゆ）、そして大夏・大濩・大武（順に夏の禹王・殷の湯王・周の武王の樂。『周禮』春官大司樂に見ゆ）と、五帝の樂曲を全て擧げる等、讀者を壓倒せんばかりの典據表現の羅列が見られる。ところが白詩にはその様な古代の樂に關する言及は一切無く、大定樂（高宗作）、霞裳羽衣曲（玄宗作）、堂堂歌（高宗時の歌謡）等、全て唐代に作られた樂曲を言うに留まるのである。しかも、通じて難解な典據表現は無く、ここでも取り立てて知つておかねばならないのは、最終聯の「牙曠」つまり伯牙と師曠の故事ぐらいなものであり、然る

にこれも、例えば唐代の幼學書として知られる『蒙求』を繙けば、共に「伯牙絶絃」「師曠清耳」として標題化される程の有名な人物である。従つて、表現の面に於いて、白詩はあくまでも平易を旨とし、對する元詩の方はひとえに複雑難解である傾向をその作詩態度として持つと言えるのである。

また、全體的な内容の面でそれぞれの「法曲」詩がどの様な展開を見せてゐるのかを比較するに、白詩が、その題下の小序「列聖の華聲を正すを美むるなり」に從い、前半は唐歷代の天子の樂を論じ、換韻を機にうまく詠み進めて、後半一氣に玄宗朝末期の夷歌の混入を憂えるのに對し、元詩は、先にも觸れた様に、黃帝の琴樂から始まって、漢の高祖の大風歌、唐の太宗の破陣樂へと續き、漸くにして玄宗時に及ぶありさまである。しかも元詩は、「明皇度曲多新態、宛轉侵淫易沉著」と、一旦は玄宗朝の樂曲に批判的を定めながら、更に續けて安祿山亂後の胡樂胡妝の流行をも批難するのである。陳寅恪氏が「(樂天の作は)條理次序極めて明晰たり、之を微之の遠く黃帝より説き起こすに較ぶれば、實に浮泛・親切の別有り」として白詩に軍配を上げるのも、蓋し當然であろう。されば、元稹の十二首とそれに對應する白氏の同題作とが、詩の形態面のみならず表現及び内容展開の面に於いてまでかくも悉く齟齬する以上、友人同士が幾ら同じ主張の下に同じ題によつて詠んだと言つて、即これらを同一視することは、もはや當を得た作品理解ではないのである。

そして、兩者には更に決定的とも言える齟齬の事例が検出される。

即ち、本稿第一章にも掲げた元白雙方の序文の記述内容である。

雙方に於いて明らかに齟齬する部分、それは、元稹序に明言されていた「李紳二十首からの和作」という事實が、白居易に於いて一言も

觸れられていないことである。思えば、元稹の新題樂府とは、そもそも李紳の原作新題樂府のうち「時を病むことの尤も急なる者」十二首を選んでの唱和だったはずである。然るに白居易は、そうした先行作品の存在を何一つ明らかにしないばかりか、原作の規模を遙かに凌ぐ五十首もの大作に仕上げてしまつてゐるのである。これは一體如何なる事情に據るものであるうか。

また、かかる事例は一にこれら序文の記述のみに留まるものではない。

現存する白氏文集のうち、南宋紹興刻本、明の馬元調校本、清の汪立名校本及びこれを底本とする諸テキストには、新樂府の各處に、主に詩中に詠み込まれた史實を補足説明する形で、白氏自定と思しき雙行の注が加えられている。これらは、實は元稹の新題樂府中にも見え、今その數は白詩中に三十二、元詩中には十五箇條を數える。そして、雙方を相對照すると、中に非常によく似た事柄の注や或は殆ど同文と見做される注が存在し、その一致件數は全部で九例にものぼる。しかしそのうち、次に列舉する五つの一致例はどうであろうか(傍點筆者)。

① 華原磬注

〔元〕李傳云、天寶中、始廢泗濱磬、用華原石。

〔白〕天寶中、始廢泗濱磬、用華原石代之。詢諸磬人、則曰、故老云、泗濱磬下調之不能和、得華原石考之乃和。由是不

改。

② 酉犀注

〔元〕李傳云、貞元丙子歲、南海來貢。至十三年冬、苦寒、死於苑中。

〔白〕：貞元丙戌歲、南海進馴犀、詔納苑中。至十三年冬、大寒、馴犀死矣。

③立部伎注

〔元〕：李傳云、太常選坐部伎、無性靈者、退入立部伎。又選立部伎、無性靈者、退入雅樂部、則雅樂可知矣。李君作歌以諷焉。

〔白〕：太常選坐部伎、無性識者、退入立部伎。又選立部伎、無性識者、退入雅樂部、則雅聲可知矣。

④驃國樂注

〔元〕：李傳云、貞元辛巳歲、始來獻。

〔白〕：貞元十七年、來獻之。

⑤胡旋女注

〔元〕：李傳云、天寶中、西國來獻。

〔白〕：天寶末、康居國獻之。

雙方の注の内容は殆ど同じである。にもかかわらず元稹の注では、これらが全て「李傳」、即ち原作者李紳の自注からの引用であることが明示され、一方、白氏の側では一貫してこの記述が省かれているのである。

既に考證した通り、三人の新題樂府は「李→元→白」の順に詠まれたと考えられる。従つてこれらの事例は、李紳・元稹が白居易を避けたのではなく、まさるもなく白が李元二人の名を伏せたのだと見るべきであろう。だが、夙に親交のある三者間にあって、何故白居易だけがかかる行動に及んだのか、これは極めて不可解な問題である。しかし、以上の相違點を閲するに、やはり李元白三人の新題樂府は、通説の如き三人一致團結の一個の纏まとった文學活動ではなく、片や李紳

と元稹、片や白居易という、二筋の全く別々の活動であったと見做されるべきものであろう。

從來、かかる元白兩新題樂府の作詩上の齟齬は、動もすれば元稹と白居易兩人の文學的資質の差ということで處理されがちであった。例えれば、前掲陳寅恪氏の『元白詩箋證稿』は、凡そ次の様に説く。

微之の新題樂府には、樂天作に及ばざる處が二つある。一つは、一題に複數の内容が包括され、詞義が複雑なばかりでなく、はつきりしない。おまけに、その複數の内容が並列して述べられていて、往々にして讀者にポイントが傳わらず、讀後の印象といふ點で一意一題の樂天作からは遠く隔たつてゐるのである。二つ目には、言葉遣いに頗る晦澀の嫌いがあり、樂天の詞句の如く、簡單流暢、殆ど自然な散文體でありながら却つて詩歌の美に富んでいるのに叶わないことである。且つ、多く三言と七言とを相交えて用いる樂天の造句は、古樂府の體に倣つて自由奔放で無理が無く、七言古體を遵守する微之作と比べると、より瀟洒で自然である。

ここで注意されるのは、かかる元白の作詩上の齟齬が、陳氏に於いては最終的に兩者の優劣論ということにしかその關心が示されていないことである。勿論、元白雙方の新題樂府を見比べると、劣評を禁じ得ないのはやはり元稹詩の方である。だが、本章に於いて順次見て來た兩新題樂府の作詩上の齟齬は、決して元白の文學的資質の差といつた主觀的判断にかかる問題ではなく、明らかに當時の外的事情に據る、つまりは全て客觀的に判別出來得るものばかりである。白居易、いや彼だけでなく元白の雙方には、恐らくその序文に言うところとは全く別な創作意圖が、背後に隠されていたのではないだろうか。

これまで、これら元白兩新題樂府の創作意圖は、單に諷諭という一個の、しかもあまりにも穢れ無き理論を以て理解される傾向にあつた。だが、十首を超える、しかも長編の詩を、これだけ纏まつた形で發表するには、然るべきもつと明確な動機が必要であると考えられる。だとすれば、元白雙方の新題樂府を、そうしたこれまでの諷諭といふ單一のファインダーで捉えず、兩者別々の獨自の文學作品として純粹に検討し直すとき、そこには果して如何なる眞相が露呈されるのか、この問題は未だ考究の餘地を充分に残している様に思われる。

そこで、まず本稿では、表題に示す如く、以下元稹の「和李校書新題樂府十二首」について考察してゆく。事實關係に於いても元稹作の成立は白詩に先行するものであり、また、從來各方面から様々に論じられることが多い白氏のそれに比べ、元稹の新題樂府は、未だ本格的と言える考察があまりなされていない様にも見受けられるからである。

さて、元稹の新題樂府が如何なる意圖を以て詠めたものであるのか、この問題はまた彼が一體何時、如何なる境遇の下で詠んだのかという問にも密接に繋がつていよう。

現在、元稹の生涯を通じての年譜考證は、彼に關する傳記資料が比較的豊富であることに據り、かなり詳細に及んでいる。しかし、問題の新題樂府和作の時期については、李紳からの繼和であるということの他は、實はその李紳詩の制作時期自體が不確定なために、いま一つ明らかでない。例えば、花房英樹・前川幸雄兩氏著『元稹研究』の「年譜」では、その元和四年の項の末尾に「是歲有和李校書新題樂府

十二首⁽¹⁾」と示されるだけであり、更に卞孝萱氏の『元稹年譜』も、和作の時期はただ元和四年或はその稍や前とするのみであつて、且つ「以上の詩、元稹西京（長安）に在りてかそれとも東都（洛陽）に在りての作か、なお定論無し」⁽²⁾と、その詳細に關しては未だ明確な論定を避けていいるのである。

だが、末尾略年譜に示す如く、この元和四年の元稹の境遇は實に變轉極まり無い。一月に監察御史拜命の後、翌三月には劍南東川節度使查察のため蜀へ、五月歸京復命の後は、今度は東臺（東都洛陽の御史臺）分務に配置替えとなる。そして、私事としては七月に妻章叢を亡い、彼は亡妻への傷悼の詩篇を詠み綴るのである。されば、上述の如くこの彼の新題樂府和作の時期をただに元和四年とするのみでは、考證としてなお不充分であり、ここからは詩の作られた情況及び和作した眞意といったものは全く見えて來ないのである。

ではこれまで、一體如何なる根據に基づいてこの作品群が元和四年とされて來たのか、翻つてこれを追證する必要があるが、このことの最初の算定者も、やはり前掲の陳寅恪氏のようである。陳氏は、元詩其の四「西涼伎」中の次の二聯（第十九—二十句）に着目する。

開遠門前萬里堠

開遠門前萬里堠

今來蹙到行原州

今來蹙到行原州

今來蹙到行原州

今來蹙到行原州

ここに詠まれている「原州移鎮」の事實は、『舊唐書』卷十四憲宗紀に元和三年十二月三日の記事⁽³⁾として見える。據つて陳氏は、元稹作詩の上限をこの元和三年十二月に、そして下限を白居易作と同年の元和四年として算定したのであった。詳しく述べては該書の説明に譲るが、上述の花房氏等の考證も、恐らくこれに準據したものと思われる。然るに、もはやこれ以上の追究は不可能であろうか。

元稹の新題樂府十二首は、白詩五十首に比べ、詩意に混亂があると言われる。このことは既に前章「法曲」詩の比較に於いて確かめ得たが、この元詩十二首に見える詩意の混亂は、實は、單に一題に幾つもの批判對象が詠み込まれているためだけに據るものではない様である。例えば、其の二「華原磬」詩は、次の様な展開を見せる。

華原磬

元稹

酒濱浮石裁爲磬△
古樂疏音少人聽△
工師小牋牙曠稀△
不辨邪聲嫌雅正△
正聲不居古調高△
鍾律參差管絃病△
鏗金戛瑟徒相雜△
投玉敲冰杳然零△
華原軟石易追琢△
高下隨人無雅鄭△
棄舊美新由樂胥△
自此黃鍾不能競△
玄宗愛樂愛新樂△
梨園弟子承恩橫△
霓裳纖徹胡騎來△
雲門未得蒙親定△
我藏古磬藏在心△
有時激作南風詠△

酒濱的浮石 裁ちて磬と爲す
古樂は疏音にして 人の聽くこと少なり
工師は小牋にして 牙曠稀に
邪聲を辨ぜずして 雅正を嫌ふ
正聲は不屈にして 古調には高きも
鍾律參差管絃病△
鏗金戛瑟 徒らに相雜り
投玉 冰を敲ちて杳然として零つ
華原の軟石 追琢に易く
高下人に隨ひ 雅鄭無し
舊を棄て新を美するは樂胥に由り
自此黃鍾不能競△
玄宗は愛樂 新樂を愛づ
梨園の弟子 承恩横なり
霓裳 纖かに徹むに 胡騎來たり
雲門 未だ親定を蒙るを得ず
我藏古磬藏在心△
有時激作南風詠△

伯夔曾撫野獸馴
仲尼暫和春雷盛△
何時得向筍簾懸
爲君一吼君心醒△
願君每聽全封疆
願はくは君聽く毎に封疆を全くし
不遣豺狼勦人命△
豺狼をして人の命を勦くさ道むる不れ

この詩は、宮中の雅樂に用いられる磬といらる樂器について詠んだものである。自注に引く李傳（前章①参照）には、玄宗の天寶年間、磬の材質を由緒正しい酒濱石（『尚書』夏書禹貢に見ゆ）から華原石という軟質の石に代えたことが述べられている。詩は、前半、それに據つて齋らされた雅樂の頽廢と、更にそれに聯動する政治の腐敗とが語られ、且つそれが安祿山の亂の引き金ともなったことを諷諭する。だが、後半第十七句以降、元稹は「我藏古磬藏在心、有時激作南風詠」と、自らを大膽にも天子のために有用な人材であると高言し、以下、己の忠誠心をその「磬」に見立て、「何時得向筍簾懸、爲君一吼君心醒」とも書つてみせるのである。（つまりこの「華原磬」詩は、後半部に至り、社會風刺でも政策批判でも無い、作者元稹個人の、言わば全くの自己宣傳の詩へと變容しているのである。

また、かかる内容展開は、其の三「五絃琴」詩にも、その後半第一十一句以降に於いてほぼ同様に認められる。

臣有五賢非此絃
臣に五賢有り 此の絃に非ず
或在拘囚或屠鈞△
一賢得進勝累百
兩賢得進同周召△
三賢事漢滅暴強

或在拘囚に在り 或は屠鈞す
一賢進むるを得ば 累百に勝り
兩賢進むるを得ば 周召に同し
三賢漢に事へて 暴強を滅し

四賢鎮岳寧邊徵▽ 四賢岳を鎮めて 邊徼を寧んず

五賢竝用調五常 五賢竝び用るれば 五常を調し

五常既序三光曜▽ 五常既に序して 三光曜く

趙璧五絃非此賢 趙璧の五絃は此の賢に非ず

九九何勞設庭燎▽ 九九に何ぞ庭燎を設くるを勞せん

徳宗の御時、趙璧といふ五絃琵琶の名手が一世を風靡していた。この詩の前半第二十句までは、そうした俗樂に熱狂する徳宗朝の浮薄な風潮を描寫し批判する。しかし後半、話題は一變し、上掲の如くこそ元積自らのことが語られ始める——「臣有五賢非此絃」つまり自分には趙璧の五絃に負けぬ五賢が具わつてゐるのだと稱するのであり、恰も先の「華原署」詩後半と軌を一にするのである。

五絃に對して五賢と言うのは、絃と賢とが同音であることを利用した一種の洒落である。以下元積は、數え歌の要領で自らの「五賢」を披露し、その効用を説いてゆくが、從つてこれら元氏新題樂府に見られる詩意の混亂とは、ただに「一題數意」と指摘される様な單純な整理上の問題だけではなく、詩後半に於ける自己宣傳という、作者元積の全く個人的な問題——即ち、當今の社會情勢といつたものよりも、この詩を詠んだ時の彼元積の個人的境遇に深くかかわるもの様に思われる。そして、その元積の境遇とは、彼にとって仕途上極めて不遇な情況、取り分け、無位無官の状態を指すのではあるまいが、とも察せられるのである。

更に、その證は元詩十二首の其の一「上陽白髮人」にも存する。即ちこの詩は、表題の通り洛陽上陽宮を舞臺とする一種の棄婦怨の詩であるが、しかしながら内容はまだしても前半第二十句までで、以下後半は、次の様に未だ官位も配偶者も得られぬままの肅宗の後胤達を詠

するものとなるのである。

我悲此曲將徹骨 我此の曲を悲しむこと將に骨に徹らんとし

更想深冤復酸鼻▽ 更に深冤を想ひて 復た酸鼻す

此輩踐嬪何足言 此の輩は嬪嬪にして 何ぞ言ふに足らんも

希子天孫古稱貴▽ 希子 天孫 古より貴と稱せらる

諸王在閨四十年 諸王 関に在ること四十年

十宅六宮門戸闕▽ 十宅 六宮 門戸闕び

隋煬枝條封邑 隋煬の枝條 封邑を襲ふも

肅宗血胤無官位▽ 肅宗の血胤 官位無し

王無妃媵主無婿 王に妃媵無く 主に婿無くば

陽亢陰淫結災累▽ 陽亢まり 陰淫れて 災累を結ばん

何如決壅順衆流 何如ぞ壅を決して 衆流を順はしめ

女遺從夫男作吏▽ 女をば夫に従は遣め男をば吏と作させしめんや

ここに注意されるのは、詩の結び「男をば吏と作せ」の表現であ

る。本文の脈絡を追えば、これは第二十八句「肅宗血胤無官位」より繋がるものであろう。しかし、この「作吏」の語は、たとえ韻脚であ

るとしても、高貴なる「血胤」に直接結び附けるには少なからず異和感のある言葉である。だが、ここに先述の當時無位無官であった作者

元積の境遇を読み取るならば、この問題は無理なく決着する様に思われる。

そして、その元積の境遇とは、彼にとって仕途上極めて

不遇な情況、取り分け、無位無官の状態を指すのではあるまいが、作者の眞意は、女性が男性の許に嫁ぐ様に、男性もまた等しく吏となるべきだという彼自身の求官の願いに存したと考えられ、この冒頭第一

首全體の内容を、薄倣の宮女・落魄の後胤達としてそれより想起される「官位無き」自己の不遇感へという、極めて整然とした流れに結び附けることが可能になるのである。やはりこの時、元積は無位無官

の境遇にあってこれらの詩を詠んだとするのが素直な考え方ではなかろうか。

ところで、以上の推定は、その元氏新題樂府の制作時期について、自すと再考の餘地を拓かしめる。つまり、再びその年譜考證に戻れば、元積が十二首を和作したのは彼が「吏と^{なる}」前、即ち元和四年二月の監察御史拜命以前ではなかつたかと考えられるからである。

監察御史は正八品上、位階こそ高くはないものの、諫官として朝廷百官の職務及び地方行政の實態を査察監督し、實質的には天子の側近と言えるエリート・コースである。その近時に例を探れば、德宗晩年の貞元十九年（八〇三）、來るべき順宗政權を畫策する王叔文等一黨のうち、劉禹錫そして柳宗元が相伴つて任せられた役職である。⁽¹⁾ 従つて、かかる要職を拜しての後、如上の不遇詠が示されるのは、事實として決して合點のゆくものではなく、據つてこの臆測に狂い無ければ、元氏新題樂府の制作時期は、先の陳氏の推定を更に縮め、元和三年十一月三日の「原州移鎮」事件以降、翌四年二月のこの「監察御史拜命」までの、事實上僅か一箇月餘の間に絞り込むことが出来るのである。

時に、この元積の無位無官の境遇とは、そもそも何なるものであったのだろうか。これについては、末尾略年譜を参照しつつ、時間をいま少し遡つて考證する必要がある。

元和元年四月、元積は白居易と共に制學（才識兼茂明於體用科）に應じ、見事三等で及第、左拾遺（從八品上）に任せられた。だがこの時、かような大抜擢にもかかわらず、彼はその剛直な性格と言動とが禍いし、同年九月十日、遽かに洛陽の河南尉（從八品下）に左遷され、しかもその六日後、今度は母鄭氏が他界すると、二重の凶事に見舞わ

れるのであつた。『新唐書』卷二十禮樂志に據れば、その喪服禮は二十七箇月。換算すると正しくこの元和三年十二月まで、彼は全ての官位を放棄し、母の喪に服していなければならなかつたのである。つまり彼元積にとってのこの元和三年十二月とは、左遷と服喪二重の苦悶を未だ心底深く忘れ得ぬ頃だったはずであり、そして社會的には、漸くその母の喪を終え、愈々官界復歸に乗り出すべき起死回生の時だったのである。

そこで再び思い合わされるのが、先掲「五絃彈」詩の次の二聯（第二十一—二句）である。

臣有五賢非此絃

臣に五賢有り 此の絃に非す

或在拘囚或屠釣 或は拘囚に在り 或は屠釣す

「拘囚」とは、囚人の如くとらわれの身となること。だがこの言葉は、ここでは實際に投獄されたことを指すのではなく、一つの典據に導かれた、特別な意味を含み持つものと考えられる。即ち、前漢・賈誼の「鷦鷯賦」（文選 卷十三）に、「愚士繫俗兮、窘若囚拘（愚士は俗に繫がれ、窘めらること囚拘の若し）」とある。愚鈍な士は俗事に拘束され、その苦しみはまるで囚人のようだ、というのである。つまりこの言葉は、長沙流謫中の賈誼の自況の語であり、據つて元詩中の用例も、この賈誼に基づき、不本意にして左遷を蒙つた元積自身の境遇を喻えるものと見てよいのである。また、これには次なる傍證もある。元和五年、元氏洛陽での作とされる次の詩の一節（第九—十二句）である。

四五年前作拾遺 四五年前 拾遺と作りしとき

諫書不密丞相知 諫書密ならずして 丞相に知らる
諫官詔下吏驅遣 諫官の詔下り 吏に驅遣せられ

身作囚拘妻在遠 身は囚拘と作り 妻は遠きに在り

〔聽廣及之彈烏夜啼引・元集卷九〕

四

ここでの「囚拘」の語は、まさるもなくその元和元年の彼の河南尉左遷を指していよう。

そして、續く「屠釣」も同様の解釋が可能である。こちらは、晉・羊祜の「讓開府表」(文選卷三十七)に、「有道德於板築之下、有隱才於屠釣之間(遺德を板築の下に有ち、隱才を屠釣の間に有つ)」とあるのを典據とする。即ちこの言葉は、周の文王に見出だされる前の、牛を屠し魚を釣つて生活していた太公望岳尚の故事⁽²⁾を指し、取りも直さず服喪期間中及びそれが明けた直後(且つ監察御史拜命以前)の元氏の無祿生活に符合するものである。

従つて、上掲「五絃彈」詩の一節は、元稹自らの自己宣傳であると同時に、左遷と母の喪とを一度に経験した彼自身の偽らざる自況と見做すことが出来るのである。そして、このことはまた、この元氏新題樂府十二首の制作時期を、正に元和三年十二月から翌年一月にかけての間と確定する、ゆるぎない證據となるものであろう。

諷諭を標榜する一方で、執拗なまでに自己の登用を願い、また十二首全てが一貫して七言、且つ押韻の型も第一句と偶數句末の一一定した様式である等、この作品群にはやはりそうした短期間での勢いと統一性とが感じられる。そして、この十二首を元氏個人のかかる官界復歸を願つての作として見るとき、頻繁に過ぎるその典據表現も、また頑な一韻到底の押韻も、全ては彼の才識の充分なる披露として見做し得るものとなるのである。

唐は、一に科舉の時代である。多くの人士は詩賦の巧拙に據つて登用され、官僚となり、政治に參與した。程千帆氏は、その著『唐代進士行卷與文學』に於いて、當時の科舉受験者達が、試験官及び諸權貴の推舉を得んがため、事前運動として「行卷」と稱する私家文集を作り、これが唐代文學發展の一翼を成して いたことを説いている。また、程氏は言う。

行卷を送つて知己を求めるという手段は、唐代の人々についていえば、及第の後にも用いられた、ということである。及第以前には及第を競うために行われる(中略)及第の後に行はるのは、官職を求めるためである。(松岡榮志・町田隆吉兩氏譯に據る)

思うに、元稹の新題樂府十二首は、正にこの及第後の行卷、即ち求官運動のための行卷と呼べるものではなかつたろうか。前章に指摘した如く、典據表現の頻用や一韻到底の用韻、そして熱烈な自己宣傳の詩句は、そうした條件を全て満たすもの様に思われる。また、この詩が詠まれた直後の元和四年二月、彼が監察御史に任用されたことは、これを何よりも裏書きしていよう。時に中央には、曾て元稹を放逐した李吉甫等は去り、代つて思い切つた人材抜擢で當時より評判のあった裴垍という人物が中書侍郎同中書門下平章事、即ち宰相に就いていた。前掲白孝萱氏の『元稹年譜』に據れば、大氏は、元稹詩文中に見える彼の回想とともに、この元稹の監察御史拜命が正しく宰相裴垍の提拔に據るものであったことを考證する。⁽²⁾されば、この十二首の新題樂府こそは、元來その裴垍に呈すべく制作されたもの、つまりは先述の及第後の行卷とでも言うべきものであつたと考えられるのでは

ないだらうか。

裴垍については、その『舊唐書』本傳（卷一四八）に、次の様な注目すべき記事がある。

（元和）三年、詔もて賢良を擧ぐ。時に皇甫湜の對策、其の言激切、牛僧孺・李宗闇、亦た苦だ時政を試る有り。考官楊於陵・韋貫之、三子の策を升げ皆上第とす。（裴）垍中に居りて覆視するも、異に同する所無し。貴倖泣訴し、罪を上に請ふを爲すに及び、憲宗已むを得ず、於陵・貫之の官を出だし、垍の翰林學士を罷め、戸部侍郎に除す。然れども憲宗垍の好直を知り、信任彌よ厚し。其の年の秋、李吉甫出でて淮南に鎮たるに、遂に垍を以て代りて中書侍郎同平章事と爲す。

つまり裴垍は、元和三年四月の制舉（賢良方正能直言極諫科）に於て時政を鋭く批判する答案を書いた牛僧孺等に對し、これを支持する側に立ち、言わばこれに據つて憲宗の更なる信任を得、宰相となり得た人物だったのである。ところで、この牛僧孺等の「苦だ時政を試る」答案こそ、これを詩歌に置き替えれば正しく「新題樂府」となるのであるまい。元稹がここに至り、敢然と時政を論ずる新題樂府の制作に乗り出したのは、實はこうした情況に鑑み、かかる人物への提出書たることを意識したためではなかつたか。

他方これは、既に亡佚せる李紳の原作二十首に關しても當て嵌まり得るものとの様である。

再び末尾略年譜を參照するに、李紳は、元和元年進士及第の後、浙西節度使李鎬の許に書記官として辟召される。しかし翌元和二年、主人李鎬は謀反の廢で刑死。この元和三年という時期、李紳もまたやはり一時的に無位無官となり、この長安に戻つて來ていたのである。

後、彼は元稹の詩題にも見える通り、間もなく「校書郎」の役に就くのではあるが、かかる微妙な時期に、かような社會風刺の詩を詠む背後には、やはりこの元稹と同様、李紳にも自己の境遇より來たる極めて切實な思いが託されていだと考へて然るべきであろう。

詩經大序を引くまでもなく、詩歌に據る諷諭は、既に傳統的儒家的見地からも大いに承認されるべきものである。またそれは、先の牛僧孺等の一件（これは散文の例であったが）に見ゆる如く、科試の答案にも應用され、士の有能を判断する一基準ともなり得るものでもあつた。されば、李紳が原作を詠み、元稹が和したという、これら白居易に先行する一つの新題樂府は、一に科學受験者の事前運動たる「行卷」と同様の性格を帶び、また、實際にその機能を果たしたもの、と考えられるのである。

五

以上第三・第四章を要するに、元稹の「和李校書新題樂府十二首」は、從來通説とされて來た様な純粹無垢な諷諭の詩篇ではなく、作詩當時の元稹の個人的境遇を反映する、言うなれば切實な求官運動の詩篇であったと考えられる。即ちそれは、所謂「行卷」としての機能を有し、從つて序に標榜された諷諭の理念は、つまりはその求官運動に於ける一つの「方便」だったとも見做し得るのである。

ただし、このことについては、なお異論も存するであろう。曰く、元稹新題樂府の諷諭の理念は、確かにその作詩當時の無位無官の境遇より見れば、一つの「方便」として認められる。だが、實際にその詩の内容を一つ一つ検討してゆくに、中には、單に方便としてのみでは處理し得ない極めて辛辣な社會批判も含まれているのではないか、

と。

例えば、十二首の最後「陰山道」詩は、その詩題を解釋すれば、毎年陰山山脈を越えてやつて来る回鶻馬の購入について諷刺した作品となるはずである。現に、白居易の同題作（其の三十四）では、小序「疾貪虜也（貪虜を疾むなり）」に則り、ひとえに回鶻の貪欲を説くものであった。然るに元稹詩では、紙幅の都合上ここには原文を擧げ得ぬが、その内容は李紳から受け継いだ「陰山道」という詩題の意味を離れ、貧吏の徵税の様子や權貴富賈の横領の實態等、全て唐側内部事情の暴露に諷諭の力點が傾けられているのである。思うに、この元氏「陰山道」詩の内容は、李紳の原作にとらわれず、かなりの部分彼元稹獨自の創見に出づるものではなかつたか。とすれば、元稹もまたこの新題樂府の制作を通じ、社會そして政治の淨化という問題について眞剣に取り組んでいたことがわかるのである。

しかし、問題は單に「諷諭」か「求官」かの二者擇一的判断に委ねられるものではないであらう。つまり、當時の元稹の意識として、兩者は、或は全く相矛盾するものではなかつたとも考えられるからである。

既に考證した通り、この詩が作られた當時、元稹は左遷と服喪の二重苦の中にあつた。然らばその詩篇の中に、彼の、自己の境遇より眺めたる辛辣な社會風刺の辭の見えることも、あながち不思議ではない。だが彼元稹の社會風刺は、敢えて自らを顧ない今日的去私的正義感に基づくものでは決してない。詩の中で彼は、自己の才能を宮中の樂器や五絃琵琶に比定し、盛んに自らを「賣り込んで」ゆくのである。また、他方これを詩の讀者の側からすれば、鋭い社會風刺をなしえる者であればある程、この人物を無位無官のまま放置するわけには

ゆかなくなる。天子は常に「野に遺賢無き」を以て政治の理想とするからである。従つて元稹は、これらの詩を作ると同時に、監察御史として中央の官界に復歸したのである。諷諭と求官、この二つの考え方とは、正に表裏一體のものとして作者元稹の中に、且つ彼を含む中唐時代の士大夫階層全ての人々の中に、既に確固として意識されていた、と考えられるのである。

憲宗の元和初年前後は、この李紳・元稹の新題樂府を筆頭に、張籍や孟郊等、多くの所謂「諷諭詩人」が活躍した時期であった。彼等はいずれも地位的には不遇でありながら優れた諷諭詩の作者として評價される傾向にある（例：白居易「讀張籍古樂府」詩、白集卷一）。思うに、こうした多くの諷諭詩人達の活動の根幹には、この元稹新題樂府に據つて奇しくも浮き彫りにされた「諷諭＝求官」の意識構造が、その大きな原動力としてはたらいていたのではないだろうか。このことは今後、これら中唐期の社會風刺詩研究という分野に於いて重要な検討課題となるものとの様に思われる。

だが、その中で唯だ一つ、この「諷諭＝求官」の意識構造を以て説明することの出来ない作品群がある。即ち、白居易の「新樂府五十首」である。白氏の五十篇は、既にその自注に「元和四年爲左拾遺時作（元和四年左拾遺たりし時の作）」とある様に、明らかに「求官」を意圖したものではない。然るにこのことは、先に本稿第二章に指摘した元氏新題樂府との齟齬と、密接に關聯している様に思われる。白居易新樂府の創作意圖は何であったのか。以下これについての卑見は、別してその白氏の五十首を論ずる機會に於いて、改めて詳しく述べようと思う。

(1) 『元稹集』卷二十四（冀勤點校 中華書局一九八二年刊）。以下本稿に於ける元稹の作品の引用はこの本を底本とし、適宜諸本を参照する。

なお通じて元集と略稱する。

(2) 『白居易集箋校』卷三十四（朱金城箋校 上海古籍出版社一九八八年刊）。以下本稿に於ける白居易の作品の引用はこの本を底本とし、適宜諸本を参照する。なお通じて白集と略稱する。

(3) 李紳新題樂府二十首についての先行研究としては、赤井益久氏「李紳詩論」（國學院大學漢文學會會報第二十五輯 一九七九年）等があり、本稿もこれを参照した。

(4) 一九五〇年初版・五五年補訂。その三〇〇頁。なお本稿は『陳寅恪文集之六』（上海古籍出版社一九八一年刷）所收本に據る。

(5) 世界思想社一九七一年刊。その一七七頁。

(6) 例えば前掲花房英樹氏「白居易研究」、その一七七頁。

(7) 原文は以下の通り。「子友李公垂賦予樂府新題二十首。雅有所謂不虛爲文。予取其病時之尤急者，列而和之，蓋十二而已。昔三代之盛也，士議而庶人謗。又曰、世理則詞直，世忌則詞隱。予遭理世而君盛聖，故直其詞以示後、使夫後之人謂今日爲不忌之時焉。」

(8) 原文は以下の通り。「序曰、凡九千二百五十一言、斷爲五十篇。篇無定句、句無定字、繫於意不繫於文、首句標其目、卒章顯其志、詩三百之義也。其辭質而俚、欲見之者易識也。其言直而切、欲聞之者深識也。其事要而實、使采之者傳信也。其體順而律、可以播於樂章歌曲也。總而言之、爲君、爲臣、爲民、爲物、爲事而作、不爲文而作也。」なお傍點部は平岡武夫・今井清兩氏校定『白氏文集』第一冊（京都大學人文科學研究所一九七一年刊）に據る校改。

(9) 原文は以下の通り。「近代唯詩人杜甫悲陳陶・哀江頭・兵車・麗人等凡所歌行，率皆即事名篇，無復倚傍。予少時與友人樂天・李公垂輩，謂是爲當，遂不復擬賦古題。」

(10) 「看渠家牡丹花戲贈李二十」（白集卷十三）、「靖安北銜贈李二十」（白集卷十五）等。

(11) 前掲書一四四頁。原文は以下の通り。「條理次序極爲明晰、較之徵之遠從黃帝說起者、實有浮泛親切之別。」

(12) 前掲書三〇〇—三〇一頁。原文は以下の通り。「徵之賦新題樂府、其不及樂天之處有二。」(一)爲一題濶括敷意、則不獨詞義複雜、不甚清切、而且數意竝陳、往往使讀者不能知其專主之旨、注意遂難於集中。故讀畢後影響不深、感人之力較一意爲一題、如樂天之所作者、殊相懸遠也。

(13) 爾孝賈氏「李紳年譜」（安徽史學一九六〇年第三期）參照。卞氏は、元和四年の項に「本年或稍前、作樂府新題二十首」と記す。しかし、その完成が白居易作の前であろうとの他には何ら考證を加えていない。

(14) 鞏文堂一九七七年刊。その二二一頁。

(15) 齊魯書社一九八〇年刊。その一二七—三〇頁。引用箇所の原文は以下の通り。「以上詩、元稹在西京還是在東都作、尚無定論。」

(16) 前掲書一二七—一八頁。

(17) 當該箇所は以下の通り。「(元和三年)十二月庚戌、以臨涇縣爲行原州、命鎮將郝玼爲刺史。自玭鎮臨涇、西戎不敢犯塞。」

(18) 白居易の新樂府五十首の作詩時期は、彼の自注「元和四年爲左拾遺時」に據り確定される。なお五十首中には、その年の秋の事實を詠む詩作」（杜陵叟）があり、その完成は元和四年もかなり後半の頃と思われる。

(19) 施子倫氏「柳宗元年譜」（湖北人民出版社一九五八年刊）及び羅聯添氏「劉夢得年譜」（臺灣・學海出版社一九八六年刊「唐代詩文六家年譜」

所收)に據れば、貞元十九年冬、劉禹錫が監察御史、柳宗元が監察御史
裏行にそれぞれ任せられてゐる。

(20) 李善注に據れば「屠牛」は『尉繚子』武議篇に、「漁釣」は『史記』
齊太公世家にそれぞれ出典がある。

(21) 上海古籍出版社一九八〇年刊。また該書には松岡榮志・町田隆吉兩
氏による邦譯(『唐代の科學と文學』飄風社一九八六年刊)がある。

(22) 譜書五五頁。また原書では二五頁。その原文は以下の通り。「行卷以
求知己這種手段、對于唐人來說、既用之手登第之前、也用之于登第之

后。之前是爲了爭第。(中略)之后是爲了求官。」

(23) 例えば『舊唐書』卷一四八及び『新唐書』卷一六九の各裴垍傳、また
李肇『唐國史補』卷中の「裴垍報崔樞(裴垍崔樞に報ゆ)」の條等に窺
われる。

(24) 該書一〇九頁。卞氏は「酬翰林白學士代書一百韻」(元集卷十、元和
五年作)及び「上門下裴相公書」(元集卷三十一、元和十五年作)を學
び、その證左とする。特に後者の文中には「及其爲相也、構致羣材、使
棟梁榱桷、(中略)如故韋簡州勑及頃等、拔於疑礙、置之朝行者、又十數。
(其「=裴垍」の相と爲るに及ぶや、羣材を構致して、棟梁榱桷たらし
め、(中略)故韋簡州勑及び頃らの如く、疑礙を抜きて之を朝行に置く
者、又た十數」との記述がある(傍點筆者)。

(25) 原文は以下の通り。「三年、詔舉賢良、時有皇甫湜對策、其言激切、
牛僧孺・李宗閔、亦苦諷時政。考官楊於陵・韋貫之、升三子之策皆上
第。垍居中覆視、無所同異。及爲貴倖泣訴、請罪於上。憲宗不得已、出
於陵・貫之官、罷垍翰林學士、除戶部侍郎。然憲宗知垍好直、信任彌
厚。其年秋、李吉甫出鎮淮南、遂以垍代爲中書侍郎同平章事。」

(26) 但し、任官後の行卷という習慣が實際に存在し、且つそれが一般的に
行われていたかについては、なお疑問の残るところである。程氏が例と
して挙げるのも晚唐・杜牧の書簡一例のみである。だが、中唐・元和期

に於いて詩歌の評判が官吏の昇級に大きな意味を持つたのは、『舊唐書』
卷一六六白居易傳の例(「自讎校至結綬畿甸、所著歌詩數十百篇、皆意
存諷賦、歲時之病、補政之缺、而士君子多之、而往往流聞禁中。章武皇
帝納諫恩理、渴聞謠言、(元和)二年十一月、召入翰林爲學士。三年五
月、拜左拾遺。」)があり、また後年、穆宗の時代には元稹にも同様の例
(『舊唐書』卷一六六元稹傳に見ゆ)がある。任官後の行卷の例の存否
については引き續き検討を重ねたい。

〔附錄〕貞元・永貞・元和間の白居易・元稹・李紳の略年譜

	白居易	元稹	李紳	備考
貞元一八 (802)	在長安。 この頃、元稹と知り合う。	在長安。 白居易と知り合う。		
一九 (803)	春、元稹と共に試判拔萃科及第。校書郎を授けらる。	試判拔萃科及第。白居易と共に校書郎を授けらる。	この頃、蘇州に客遊す。	
二十 (804)	この頃、元稹を介して李紳と知り合う。	この頃、李紳と知り合う。九月、「鶯鶯傳」を作る。	上京。元稹の靖安里の宅に宿し「鶯鶯歌」を作る。	
二一 (805)	春、制舉に應する爲、元稹と共に長安永崇坊の華陽觀に退居。李紳とも頻交。	白居易と共に華陽觀に退居。李紳とも頻交。	進士科に應する爲の準備。白居易・元稹と交流。	正月、德宗崩御。順宗即位。八月禪位。 八月九日、憲宗即位。
永貞元 (805)				
元和元 (806)	四月十三日、才識兼茂明於體用科入第四等。 同廿八日、監屬縣尉を授けらる。 十二月、「長恨歌」を作る。	才識兼茂明於體用科入第三等。廿八日、左拾遺拜命。八月、廷英殿に召對せらる。九月十日、河南尉に左遷。同十六日、母鄭氏没。直ちに罷官、服喪。	進士及第。浙西節度使李鎔の辟召に應じ、その書記官となる。	正月二日、大赦改元。 四月、才識兼茂明於體用科放榜。
二 (807)	十一月、中央に召還、翰林學士に加えらる。	服喪中。	十月、李鎔謀叛、翌月長安にて腰斬さる。李紳は一時無錫に寓居す。	
三 (808)	四月廿八日、左拾遺拜命。	服喪中。 十二月十六日、服除す。 ★「和李校書新題樂府十二首」を詠んだか。	越州に客遊の後、長安に戻る。暫くして校書郎を拜命せらるるか。 ★「新題樂府二十首」を詠んだか。	四月、賢良方正能直言極諫科放榜。 十二月三日、臨涇縣に原州鎮を移す。①
四 (809)	左拾遺在任中。 閏三月、「賀雨」詩を詠進。 ★「新樂府五十首」を詠む。	だか。 二月、監察御史拜命。三月一日、劍南東川巡察の勅令を奉じ。同七日、發五月復命。洛陽の御史臺に配屬。七月九日、妻韋叡没。	校書郎在任中。	閏三月、旱魃。 秋、凶作。②

①…元稹新題樂府に詠われる中で、最も新しい史實（西涼伎）。

②…白居易新樂府に詠われる中で、最も新しい史實（杜陵叟）。

〔注〕本略年譜作成に當っては、花房英樹氏「白居易年譜」（世界思想社 1971 年刊『白居易研究』所收）、朱金城氏「白居易年譜」（上海古籍出版社 1982 年刊）、花房英樹・前川幸雄兩氏「元稹年譜」（象文堂 1977 年刊『元稹研究』所收）、卞孝萱氏「元稹年譜」（齊魯書社 1980 年刊）、及び卞孝萱氏「李紳年譜」（安徽史學 1960 年第三期）等を參照した。